

令和4年1月31日

保護者各位

おおの子ども庭

## 令和4年度認定区分の人数変更

大寒の候、日頃より園生活にご理解とご協力をいただきましてありがとうございます。

令和4年度認定区分に変更がありますのでお知らせ致します。認定区分とは1号認定、2号認定、3号認定のことです。現在、おおの子ども庭は1号認定児82名、2号認定児15名、3号認定児13名です。しかし共働き家庭が増加している傾向もあり、2・3号児の需要が高まっております。園として少しでも対応ができるよう、市と相談しながら進めてきました。

4年度からは1号認定児60名、2号認定児30名、3号認定児20名に変更します。

2号認定を希望される方は下記の希望調査に記入をして下さい。希望者には書類を配布致します。

2月1日～14日の間に書類等の提出をお願いします。急な書類提出ではありますがご準備をお願いします。認定申請が終わり、開始されるのは4月からとなります。ご不明な点がございましたら職員室までお声掛け下さい。

\*来年度年少組は新入園児の関係上3月1日～14日までにご提出下さい。

### ■認定区分とは？

- ◇1号認定 → 保育を必要とする事柄に該当なく、園での教育を希望する3～5歳
- ◇2号認定 → 保育を必要とする事柄に該当し、園での保育を希望する3～5歳
- ◇3号認定 → 保育を必要とする事柄に該当し、園での保育を希望する0～2歳

※新2号児とは【子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書(法第30条の4第2号・3号)】を申請された方で、1号認定区分です。2号認定児ではありませんのでご注意ください。

### ■保育を必要とする事柄とは？

- ①就労(フルタイムのほか、パートタイム、夜間、居宅内の労働など)②妊娠・出産③保護者の疾病、障害
- ④同居又は長期入院等している親族の介護・看護⑤災害復旧⑥求職活動(起業準備を含む)
- ⑦就学(職業訓練校等における職業訓練を含む)⑧虐待やDVのおそれがあること
- ⑨育児休業取得中に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること
- ⑩その他、上記に類する状態として市町村が認める場合

## 2号児認定の希望調査



1号認定児から2号認定児の変更を希望します。

組

名前